

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年8月1日(2013.8.1)

【公開番号】特開2012-10971(P2012-10971A)

【公開日】平成24年1月19日(2012.1.19)

【年通号数】公開・登録公報2012-003

【出願番号】特願2010-150494(P2010-150494)

【国際特許分類】

A 6 1 M 5/32 (2006.01)

A 6 1 M 5/24 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 5/32

A 6 1 M 5/24

【手続補正書】

【提出日】平成25年6月17日(2013.6.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

シート状の第1部材とシート状の第2部材を接合することで薬剤を充填するための液室を形成した容器本体と、

前記第2部材において外側に向かって突出して形成され、針管が刺入される針穿刺部と、

前記針穿刺部の端部に設けられ、前記針管が貫通するシール部材とを備え、

前記第1部材が前記第2部材に向かって押圧されることで、前記シール部材を貫通して前記針穿刺部に刺入された前記針管を介して、前記液室に充填された薬剤が排出されることを特徴とする薬剤容器。

【請求項2】

前記第2部材は可撓性の材料から形成され、

前記針穿刺部は、前記シール部材が設けられていない部分を包囲する、非可撓性のガード部を備える請求項1に記載の薬剤容器。

【請求項3】

前記第1部材は可撓性の材料から形成され、前記第2部材は非可撓性の材料から形成されている請求項1に記載の薬剤容器。

【請求項4】

内部に薬剤が充填された薬剤容器と、

生体を穿刺する第1の針先と前記薬剤容器に刺入する第2の針先とを有する針管と、

前記針管の中間部を保持する針保持部と、

前記針保持部の前記第2の針先側に設けられ、前記薬剤容器が設置される薬剤容器設置部とを備え、

前記薬剤容器は、シート状の第1部材とシート状の第2部材を接合することで薬剤を充填するための液室を形成した容器本体と、前記第2部材において外側に向かって突出して形成され、前記第2の針先が刺入される針穿刺部と、前記針穿刺部の端部に設けられ、前記第2の針先が貫通するシール部材とを有し、

前記第1部材が前記第2部材に向かって押圧されることで、前記シール部材を貫通して

前記針穿刺部に刺入された前記針管を介して、前記液室に充填された薬剤が排出されるこ
とを特徴とする薬剤注射装置。

【請求項 5】

前記第2部材は可撓性の材料から形成され、

前記針穿刺部は、前記シール部材が設けられていない部分を包囲する、非可撓性のガ
ード部を備える請求項4に記載の薬剤注射装置。